

お客さま各位

株式会社 千葉銀行

## 普通預金規定、外貨普通預金関連規定、外国送金取引規定等の一部改定のお知らせ

平素は、千葉銀行をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、当行では、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の防止、並びに、振り込め詐欺などの金融犯罪対策を一層強化するため、本年7月1日付で、標記の各規定を下記の通り一部改定いたします。なお、改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので予めご了承願います。

### 記

1. 普通預金規定、貯蓄預金規定、外貨普通預金関連規定 [外貨普通預金規定、外貨預金規定（当座・普通）（明細書方式）、外貨積立預金規定、米ドル建バースデー外貨預金規定]

#### ①振込金の受入れ制限

当行の預金口座が、法令や公序良俗に違反する行為に利用されている（又は、そのおそれがある）と認められる場合や、当行の預金口座への振込金が、法令や公序良俗に違反する行為に基づき振り込まれたものである（又は、そのおそれがある）と認められる場合には、振込金の受入れをお断りする場合があります旨を追加いたします。

#### ②預金口座の停止・解約

当行が、法令に基づき確認したお客さまの本人特定事項（氏名・住所・生年月日）に関し、偽りがあることが明らかになった場合は、この預金取引を停止し、預金口座を解約することができる旨を追加いたします。

2. 外国送金取引規定

お客さまから送金の依頼を受け付けた際に、当行が必要と認める場合には、送金依頼人の職業または事業内容、送金の原因となる取引の内容、送金する資金の原資、送金依頼人と受取人との関係等を確認できる資料を提出していただく旨、及び、確認の結果によっては送金依頼をお断りする旨がある旨を追加いたします。

なにとぞ、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上

（揭示期限 平成28年6月30日）